



第二次行財政改革大綱

平成28年度～平成32年度



沖繩県宮古島市

目 次

第1. 行財政改革の必要性

- (1) これまでの取り組み・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 本市を取り巻く環境・・・・・・・・・・ P 3
- (3) 行財政改革の必要性・・・・・・・・・・ P 5

第2. 基本的な考え方

- (1) 取り組み期間・・・・・・・・・・ P 6
- (2) 推進体制・・・・・・・・・・ P 6
- (3) 公表・・・・・・・・・・ P 6

第3. 行財政改革の基本目標

- (1) 行政運営体制の確立・・・・・・・・・・ P 7
- (2) 財政運営の健全化・・・・・・・・・・ P 8

第2次宮古島市行財政改革大綱の体系図・・・・・・・・ P 9

第1. 行財政改革の必要性

(1) これまでの取り組み

本市では、平成18年度から平成26年度までの、「宮古島市行政改革大綱」を策定し、①行政運営体制の確立②財政運営の健全化の2本の柱を掲げ、第二次に渡る集中改革プランを実施し、全95項目の行政改革に取り組んできました。主な取り組みとしましては、定員管理適正化、組織・機構の見直し、歳入の確保などで、各部課等における事業の見直しなど継続的に取り組むべき課題もある中、一定の成果を上げることができたと考えております。

第2次集中改革プラン取り組み結果

取組内容	項目数	計画以上	計画通り	計画未満	未実施	終了
1. 定員管理適正化	1	1				
2. 組織・機構の見直し	1		1			
3. 歳入の確保	10	3	3	4		
4. 事務事業の再編	26		16			10
5. 施設管理の見直し	52		22			30
6. その他の見直し	5	1		4		
合計	95	5	42	8		40

主な取組内容については、次のとおりです。

①定員管理の適正化

合併による行政組織の合理化や効率化を実現するため、平成32年度までの「定員適正化計画」を策定し、第1次大綱終了年度の平成26年度目標798名を5名減の793名とし、計画以上の削減を図りました。

②組織・機構の見直し

毎年度見直しを行い15部局79課179係から15部局68課147係に見直しました。

③歳入の確保

市税、住宅使用料、保育料などにおいて、コンビニエンス収納、滞納処分の強化などの徴収対策に取り組み、効果を上げております。

ただし、市営住宅使用料の徴収など、計画を達成できていない項目もあり、引きつづき歳入の確保に取り組んでまいります。

④事務事業の再編・改善等

地方税の電子申告サービス、全納報奨制度の廃止、単独補助金のスクラップ・アンド・ビルド方式の取り組み、農林水産補助金について、義務的責務（納税、負担金納付等）を果たさない農家等について、補助金の支給を行わない取り組み、第三セクター関係においてコーラル・ベジタブル社の全株式の無償譲渡、宮古島マリンターミナル社の解散を行うなど、おおむね順調な取り組みができました。

⑤施設管理の見直し

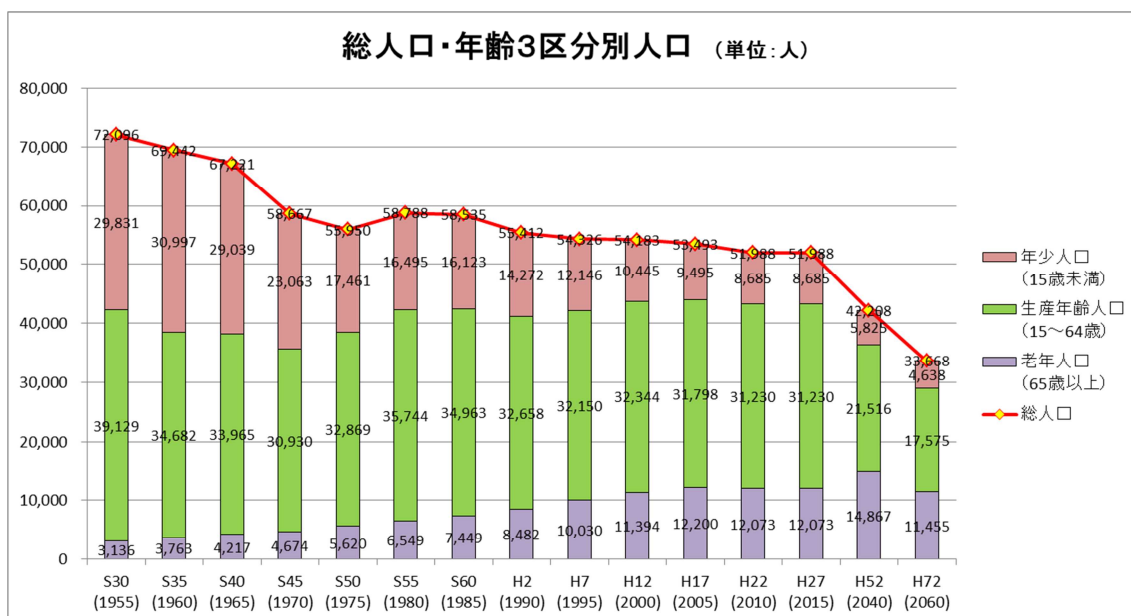
合併前に旧市町村ごとの当時の行政需要や市民ニーズに対応して建設した施設が、合併によりそのまま本市に引き継がれ、結果として多くの重複施設が存在しています。市としては、公共施設の利用状況の変化や老朽化を見据え、指定管理者制度、廃止、売却等の検討を進めてまいりましたが、更なる取り組みが必要であります。

(2) 本市を取り巻く環境

①人口減少社会の到来、少子・高齢化の進行

宮古島市の人口は、昭和30年の72,096人から減少傾向にあり、平成32年には、49,000人、その後も減少傾向が続くものと推計されております。その内、年少人口（15歳未満人口）及び生産年齢人口（16歳～64歳）は、総じて減少傾向が続く一方、老年人口（65歳以上人口）は大きく増加するものと予測されます。

今後は、このような、少子高齢化と人口減少社会の進行に伴い、市税の減収が懸念されるとともに、医療や介護などの社会保障関係経費が増大することが見込まれます。



(資料：宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略より)

②厳しさを増す財政状況

普通交付税については、合併による特例措置の終了に伴う約30億円が平成28年度から平成32年度まで段階的に削減されることとなります。加えて、財源的に有利な地方債である合併特例債についても、平成32年度で発行期限が終了することから、財政の健全化を担保するためには、適正な財政規模に努めていく必要があります。

一方、歳出面では、歳出削減の方策として、定員管理計画に基づき職員の削減に努めてまいりましたが、今後は、再任用制度等の適用によりこれまでのような人件費の抑制は厳しい状況です。また、高齢社会の進展等による福

社・医療経費である扶助費の増加や公共施設の改修等、更には大型公共事業に伴う公債費の増加も見込まれることから、依然として義務的経費は高い水準で推移すると見込まれます。

宮古島市歳入歳出見通し

(単位：百万円)

	区分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
歳入	市税	4,708	4,707	4,707	4,706	4,706
	地方交付税	13,261	12,639	12,017	11,395	10,773
	（普通交付税）	12,261	11,639	11,017	10,395	9,773
	（特別交付税）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	国・県支出金	12,483	10,787	10,361	9,610	9,700
	その他	7,237	6,548	7,406	7,738	8,254
	合計①	37,678	35,681	34,491	33,449	33,433
歳出	人件費	5,819	5,681	5,568	5,437	5,181
	扶助費	6,693	6,827	6,964	7,103	7,244
	公債費	3,666	3,825	3,796	3,933	4,085
	物件費	4,398	4,310	4,224	4,139	4,080
	投資的経費	11,398	9,651	8,471	7,383	7,512
	その他	5,585	4,840	5,205	5,236	5,224
	合計②	37,559	35,434	34,228	33,231	33,326
形 式 収 支	119	247	263	218	107	
実 質 収 支	20	127	163	119	7	

財政指標

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
将来負担比率	59.9	66.1	70.3	78.8	92.9
実質公債費比率	8.0	8.3	8.5	8.9	9.3

(資料：宮古島市中期財政計画より)

③本市が抱える合併特有の課題

宮古島市は、合併により多くの公共施設を保有しております。このまま維持し続けると、大規模改修や更新に多額の費用が必要であることから、市の将来を見据え、市の規模に応じた適正な施設数と、真に必要な施設について

は、整備・更新する一方で、施設の複合化や多機能化を進めるとともに、建設当初の意義が薄れた施設の廃止等、「選択と集中」による公共施設マネジメントに早急に取り組む必要があります。

3) 行財政改革の必要性

本市は、これまで「行政改革大綱」により合併直後の課題等の解決に取り組んでまいりましたが、公共施設の整理・統合、普通交付税の合併による特例措置の終了後の財政運営、さらには、少子高齢化の進展、人口減少、高度情報化の到来など、地方自治体を取り巻く環境は、年々変化しており、多様化する行政需要に対応していくためには、継続した行財政改革への取り組みが求められています。そのため「第2次行財政改革大綱」ではこれまでの取り組みを継承しながら、行財政運営の一層の簡素化、効率化を図り「宮古島の持続的な発展」に向け、引きつづき全庁一丸となって行財政改革を推進していく必要があります。

第2. 基本的な考え方

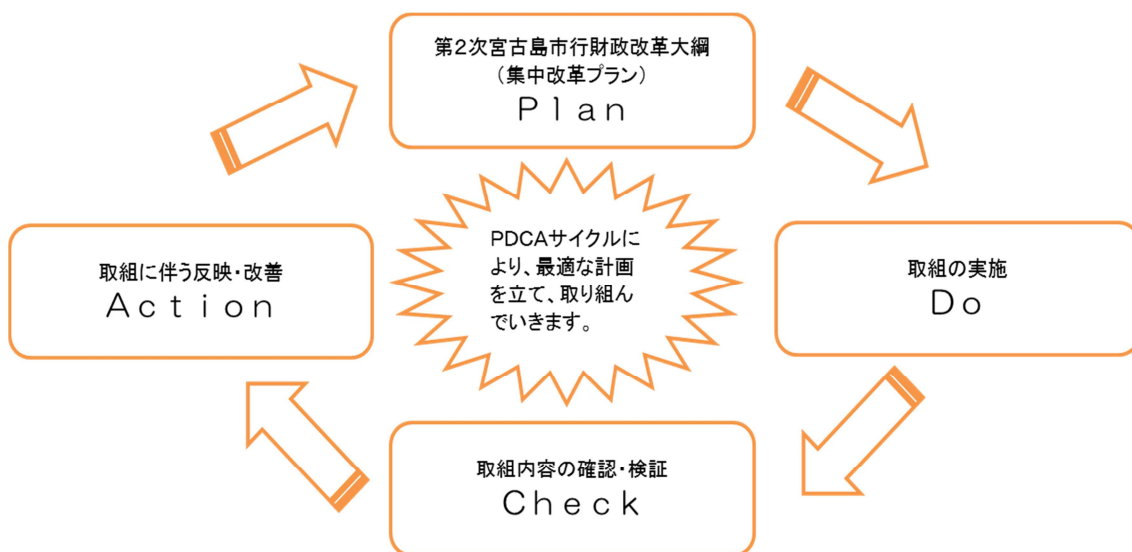
(1) 取組期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

(2) 推進体制

本大綱に基づき、具体的な取組項目を定めた「集中改革プラン」を策定し、市長を本部長とする「宮古島市行財政改革推進本部」において、全庁体制で行財政改革に積極的に取り組み、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応していくため、行財政運営の全般について、PDCAサイクルによる進行管理を実施します。

PDCAサイクルのイメージ図



(3) 公表

本計画の進捗状況については、市広報や市ホームページで公表していきます。

第3. 行財政改革の基本目標

行政の抱える政策課題は、複雑困難化・高度化する一方、今後予想される厳しい財政事情の下、より一層簡素で効率的な組織体制が求められています。このような状況にあつて、従来の業務のやり方をより効率的に改め、個々の業務遂行力を向上させ、少数精鋭で高い業績を上げることのできる質の高い組織を実現していくことがこれまで以上に求められています。このため、行財政改革における今後の取り組みは、将来にわたる財政状況を分析した上で、多様な手法による自主財源の確保、さらには、補助金・負担金の抜本的な見直しや徹底した経費の節減による歳出の削減にも努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるための組織の構築や多様化する市民ニーズに対応するための人材育成を行い、職員一人ひとりがコスト意識を持って、より自主的な政策決定と効率的な行政サービスの提供を行うため第1次大綱の成果をさらに発展させるとともに、更なる取り組みを推進するため基本的な考え方は引き継ぎながら、現状に応じた見直しを加えていきます。

(1) 行財政運営体制の確立

① 効率的・機能的な組織体制の構築

地方分権や社会情勢の変化による新たな行政課題や市民ニーズに迅速に対応するため、組織の見直しや統廃合を進め、簡素で効率的な組織を構築していきます。

② 市民サービスの向上

益々の多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、市政の透明性を図り市民の満足度を重視した、効果的な市民サービスの提供に努めます。

③ 事務事業の見直し

各課等における事務事業の必要性、費用対効果などを検証し、市民ニーズに対応した事業が進められるよう、事務事業を見直します。

④ 公共施設の見直し・再編

市が所有する公共施設の利用需要の変化や老朽化を見据え、今年度策定される「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の見直し、

再編を図ってまいります。

⑤業務委託等の推進

民間の専門知識やノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や効率化が図られると判断される業務については、積極的に導入を図ります。

⑥定員管理の適正化

指定管理、業務委託及び権限移譲事務の取り組みなど、効率的な行政運営を継続しながら、市の現状や将来の行政課題を考慮し、安定した組織運営を確保するため、業務量と職員のバランスを調整しながら、定員の適正化を進めていきます。

⑦人事評価制度の活用

地方分権の一層の進展により地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、職員の減少などにより、個々の職員に困難な課題を解決する能力と高い業績を挙げることが従来以上に求められております。そのため、人事評価制度を活用して、職員個々の自発的な能力開発を促すなど、人材育成及び組織の活性化を図っていきます。

(2) 財政運営の健全化

①健全な財政運営

中長期的な財政見通しのなかで、限られた財源を重点的かつ効果的に必要な事業に配分できるよう健全な財政運営に努めます。

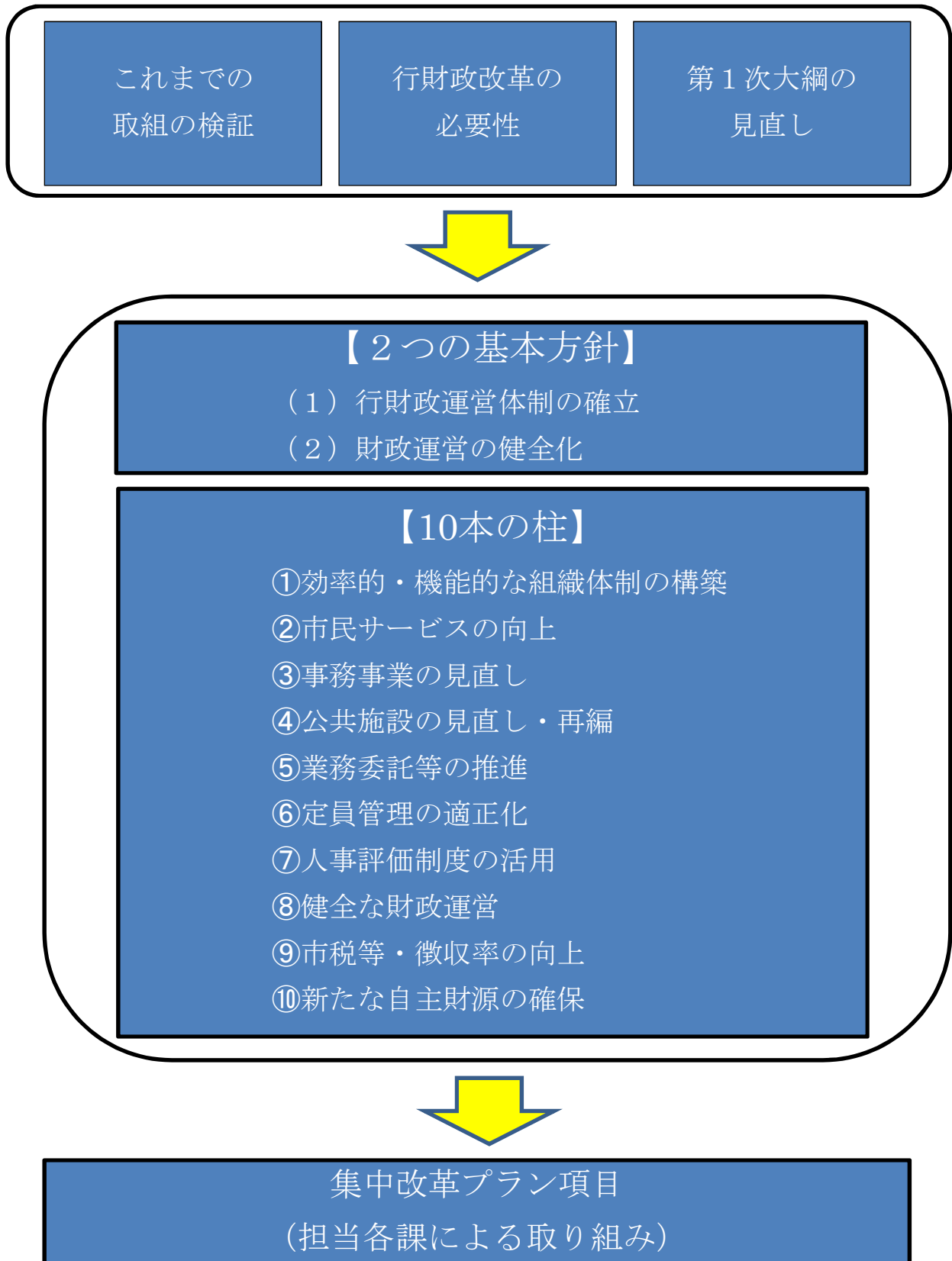
②市税等・徴収率の向上

市税等の徴収体制の強化、納付機会の拡充・滞納整理マニュアルの整備を図りながら、徴収率の一層の向上に努めます。

③新たな自主財源の確保

市税以外にも、有料広告、ふるさと納税、法定外目的税等の導入に取り組めます。

第2次宮古島市行財政改革大綱の体系図



第二次行財政改革大綱

平成 28 年 10 月策定
宮古島市総務部総務課

〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

Tel (0980)72-3751 Fax (0980)73-1645

ホームページ <http://www.city.miyakojima.lg.jp/>